

令和 8 年度 大学女性協会 調査・研究委員会 オンライン勉強会 報告書(案)

～ユースとジェンダーの視点から考える「ウェルビーイングと環境」～

(調査・研究委員会委員、岡山支部会員 塩田澄子)

1. 開催概要

令和 8 年 9 月 24 日、講師に一原雅子さん（京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター環境と法ユニット特定助教・京都支部会員）を迎え、標記のテーマで勉強会をオンライン開催した。講師から気候正義の概念、気候変動による開発途上国や将来世代への不公平な影響、若者による気候変動訴訟の動向、ウェールズの「ウェルビーイングと将来世代のための法律」を例に、将来世代の権利を法的に保障する仕組みの重要性、ジェンダーと環境との関係性等、多岐にわたり学ぶことができた。当日は 26 名（一般会員 15 名、委員 11 名）が参加し、講演の後も活発な質疑応答が行われた。

2. 開催の趣旨・目的

本勉強会は、10 月開催予定の公開シンポジウム「ウェルビーイングと環境～ユースとジェンダーの視点から～」に向けた準備として実施した。調査・研究委員会で検討した以下の 3 項目を本講演の目的とした。1) 気候正義等を、より具体的に学ぶ、2) 将来世代のウェルビーイングと環境をどのように守り、未来につなげるかを理解するため、ユースの視点を踏まえて学ぶ、3) 気候災害時における女性が受ける影響の深刻さ等、ジェンダーの視点を交えて学ぶ。

3. 講演会の内容

● 気候正義と国際的な法的動向

気候正義とは環境正義を源流とし、気候変動の負荷と被害の不公平な分布を問う概念である。気候人口学的脆弱性指数（CDVI）から、排出責任の少ない途上国や将来世代がより深刻な影響を受ける地理的・世代間の不均衡が示された。特に、韓国憲法裁判所が気候変動の影響を「人権侵害」とみなし、国に適切な対策を講じる責任があると判示した判断（2024 年）や、気候変動に関する国の義務と違反時の法的責任について提示した国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（2025 年）を挙げて、気候変動対策を国際法上の義務とし、人権侵害と位置付ける重要性が強調された。

● 未来世代法の実践からみえてくる希望と課題

ウェールズの「次世代に関する法」（Well-being of Future Generations Act, 2015）は将来世代の権利を法制化したものである。権限移譲を背景に、国民対話を経て制定され、経済・社会・環境等、具体的な 7 つのウェルビーイング目標を法的に位置付けた。「将来」の代理人として政策を監視・提言する独立機関の将来世代コミッショナーや、法律の実施状況をチェックする監査機関を設定し、働き方の 5 原則（Ways of Working：政策統合、長期的視点、予防原則、協働、社会的包摂）を公的機関の義務として規定した。具体的な政策介入事例として高速道路延伸計画の停止（2019 年）がある。また、Wales 法の下で実現した諸法の例として社会的養護を離れた若者を対象に、2 年間の所得支援を試験導入した「若者向け試験的 UBI 施策（2022 年）」と、一般歩道の時速 20 キロ制限が挙げられた。ウェールズの制度は国連の「サミット・オブ・ザ・フューチャー、2024 年）における将来世代関連文書の起草に影響を与え、国連でも「将来世代コミッショナー」の設置が議論されている。

● 日本の現状と課題

日本の現状と課題として、次の 4 点が挙げられた。

- 1) **若者の意識と教育**：多くの若者が政治や社会問題に無関心で、自己効力感の低さや諦めを抱えている。個性を尊重しつつも結果的に画一的で従順な人材を育てる公教育のあり方や、経済産業省の影響が強い教育政策が背景にある。
 - 2) **若者による気候訴訟**：2024年8月、14歳～29歳の若者16名が原告となり、大手電力会社10社を相手取りCO₂排出削減を求める訴訟を提起した。背景には猛暑による健康被害や降雪パターンの変化等、若者自身が体験する気候危機への当事者意識があり、これが原動力となった。
 - 3) **日本における制度設計の欠如**：第六次環境基本計画で「ウェルビーイング」が重視されたが、ウェールズのような将来世代の利益を担保する具体的な代弁機関や法的枠組みは存在しない。
 - 4) **人権意識の低さ**：気候変動による被害を「人権侵害」と捉える意識が日本は欧米に比べて低い。これは、災害を自然現象として受け入れてきた文化や、人権教育の不足が背景にある。
- **ジェンダーと気候変動**
 - 1) **女性への不均衡な影響**：気候災害時、女性は家事育児負担の増大、衛生用品へのアクセス困難、情報不足による避難の遅れ等、ジェンダー特有の脆弱性に直面しやすい。
 - 2) **気候不安とリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）への脅威**：気候危機への不安から子どもを持つことをためらう「クライメート・アングザイエティ」が世界的に報告されている。
 - **具体的な若者支援の必要性**

若者の活動をWEB等で広く拡散して認知度を高めることや、講演会の企画、資金的支援の重要性が提起された。日本のNGOや弁護士は、多くが手弁当に近い形で活動している実情も共有された。

4. 質疑応答による課題検討

- **日本環境政策について**：ICJの勧告に対する日本政府の対応として、日本と欧州の法制度の違いや、経済発展重視の文化的背景が日本の環境政策の遅れに影響しているとの指摘があった。
- **環境問題と教育システムについて**：日本人の権利意識が低く、環境問題に対する実感が薄いと分析し、教育システムの問題も重要であるとの指摘がなされた。文部科学省の学習指導要領の改訂の中でも、環境問題に対する取り組みは限定的である。特に若い世代が、自分たちの将来に関わる問題として捉え、自ら考え、社会に参加できるような教育が求められる。
- **日本においても「未来世代のための制度」を作ることは可能か**：日本でも、現在の政策決定が将来世代に及ぼす影響を評価する仕組みを設けることは重要である。さらに重要なのは、将来世代には現在の政策について直接意思表示する機会がないという点を踏まえ、科学的知見や若者の意見を政策に反映する仕組みをつくることである。

5. おわりに

本講演を通じて、気候変動は単なる環境問題にとどまらず、人権や世代・国力の格差、ジェンダー、そして将来世代の視点を現在の仕組みにどう取り入れるかなど、多角的な視点で考えるべき課題であることを学んだ。将来世代が直面する甚大なリスクは、現世代のこれからの対策次第で変わる。一原先生の膨大な知識と熱意に圧倒されると同時に、ネパールの大洪水をはじめとする地球規模の危機に直面していながら、一般にはまだこの問題が浸透していない現状に強い危機感を抱いた。自分事として捉えて考える良い機会となった。

（本報告は、Plaudによる録画記録を参考にまとめたものである）